

大和市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和6年7月1日から、海老名市、座間市及び綾瀬市において設置する海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に大和市が加入し、県央東部消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり定めた。

令和6年7月1日

大和市長 古谷田 力